

令和7年第7回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和7年6月23日(月) 午前10時00分～午後0時34分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者(6名)

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子(リモート出席)

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 瀬川 幾子

生涯学習部長 菅野 圭

教育企画課長 及川 盛敬

学務管理課長 小原 聡直

学校教育課長 菅野 弘

就学前教育課長 鈴森 早織

文化財課長 上野 剛

花巻市博物館副館長 村田 豊隆

5. 書記

教育企画課長補佐 菊池 豊

教育企画課 総務企画係長 佐藤 伸昭

教育企画課 総務企画係主査 谷藤 聖裕

教育企画課 総務企画係行政事務職員 沼田 弘二

6. 議事録

○佐藤教育長

それでは、只今から、令和7年第7回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和7年6月23日、午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室。

日程第1、会期の決定でございます。本日一日とすることにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長

それでは、異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

本日は議案4件、報告5件という結構なボリュームでございますので、よろしくお願ひいたします。

日程第2、議事に入ります。

議案第25号「花巻市教育振興審議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第25号「花巻市教育振興審議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市教育振興審議会は、教育行政の基本的施策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。

本審議会の委員につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第1項の規定により、教育関係者、識見を有する者及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから15名を委嘱しているところでございます。

委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について、関係団体の役員改選後に新たに新規委員の推薦があったことから、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものでございます。

以下、議案書1ページと議案第25号資料を併せてご覧願ひます。

新たに任命しようとする委員についてご説明申し上げます。

永井 紳逸氏、77歳、花巻市教育振興運動推進協議会監事であります。

任期につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間となりますことから、令和7年7月1日から令和9年5月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

では、ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 25 号「花巻市教育振興審議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ありがとうございます。

では、異議なしと認め、議案第 25 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 26 号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

議案第 26 号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るため、花巻市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 2 条の規定により設置している協議会であります。

協議会は、条例第 4 条の規定により、市立学校の校長、教育委員会事務局の職員、児童相談所の職員、地方法務局の職員、岩手県警察の職員、教育に関する学識経験を有する者、市立学校の児童または生徒の保護者を代表する者、医療関係者及び教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命した 15 名で組織しておりますが、狩野 俊介委員は、花巻市いじめ問題調査委員会の委員として団体推薦いただいていたことから、花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員を解任すること、また、委員が所属する団体における令和 7 年度役員選任に伴い解任された、大竹 佐久子委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書 2 ページと議案第 26 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、山本 操里氏、47 歳、岩手県立大学社会福祉学部講師であります。

次に、菊池 忠久氏、72歳、花巻市教育振興運動推進協議会副会長であります。

任期は、条例第5条の規定により、前任者の残任期間である令和7年7月1日から令和8年4月30日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

事務局から説明がありました。

本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第26号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

では、異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第27号「花巻市立図書館協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。菅野生涯学習部長。

○菅野生涯学習部長

議案第27号「花巻市立図書館協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市立図書館協議会は、花巻市立図書館の運営に関し、図書館長の諮問に応じるとともに、必要な助言を行うため、花巻市立図書館条例第7条第1項の規定により設置している協議会であります。

協議会は、同条例第7条第2項及び第3項の規定により、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、識見を有する者、公募による者の12名以内として組織しているところであります。

委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について、令和7年度定期人事異動及び関係団体の役員選任に伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書3ページと議案第27号資料を併せてご覧ください。

新たに任命しようとする3人の委員は、鈴木 恵子氏、58歳、花巻市立笹間第一小学校校長、渡邊 康二氏、52歳、花巻市立宮野目中学校校長、黒須 修一氏、38歳、一般社団法人花巻青年会議所理事長であります。

任期につきましては、同条例第7条第4項の規定により、前任者の残任期間となりますことから、令和7年7月1日から令和8年6月30日までの1年であります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第27号「花巻市立図書館協議会委員の任命(解任)に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

では、異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第28号「花巻市博物館協議会委員の任命(解任)に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。村田花巻市博物館副館長。

○村田花巻市博物館副館長

議案第28号「花巻市博物館協議会委員の任命(解任)に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるため、花巻市博物館条例第11条の規定により設置している協議会であります。

協議会は、同条第2項及び第3項の規定により、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者のうちから10名で組織しておりますが、令和7年度定期人事異動により、藤田 聖子委員が退職したこと、また、佐藤 幸雄委員が花巻市校長会の団体役員改選に伴い、この2名を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書の5ページと議案第28号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、菊地 綾子氏、54 歳、花巻市立太田小学校校長、佐藤 克宏氏、58 歳、花巻市立西南中学校校長であります。

任期は、条例第 11 条第 4 項ただし書の規定により、前任者の残任期間である令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 28 号「花巻市博物館協議会委員の任命(解任)に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

では、異議なしと認め、議案第 28 号は原案のとおり議決されました。

日程第 3、報告事項に入ります。

はじめに、矢沢地区義務教育学校整備事業の進捗状況について、事務局から報告をお願いいたします。瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

矢沢地区義務教育学校整備事業の進捗状況について、ご説明させていただきます。

資料は、No. 1 をご覧願います。資料に沿って説明いたします。

1 の基本設計図の策定、令和 6 年 5 月に策定いたしました矢沢地区義務教育学校基本構想に基づきまして、基本設計を発注し、学校関係者及び地域の皆様と協議を重ね、資料につけておりますとおり基本設計図の策定を行ってきたところでございます。

策定の経過につきましては、この表 1 のとおりでございまして、建設委員会や設立委員会を開催するとともに、学校とも協議を重ねてきたところでございます。基本設計図の策定にあたっては、学校関係者等からの意見を踏まえるとともに、将来の児童生徒数、学級数の見通し、市の財政状況を踏まえた事業規模とする必要があることから、施設の配置については、矢沢中学校の校舎を長寿命化し不足する教室、アリーナ等の面積を確保するため、敷地内に校舎及び屋内運動場を増設する計画としております。

なお、児童生徒数の見通しについては、表2のとおりでございます。

次に、2の概算工事費の見通しでありますけれども、現時点での概算工事費については、表3をご覧いただきたいと思いますが、総工事費で約55億円が見込まれております。財源に国の補助事業として、公立学校施設整備費負担金事業及び学校施設環境改善交付金事業補助事業、地方債には、公共施設等適正管理推進事業債の活用を見込んでおり、市の一般財源は、約3億9,000万円となっております。

なお、概算工事費については、現在の基本設計の工期が7月31日までとなっておりますので、この中で精査している段階でありまして、今後変更となる可能性がございます。

次に、2ページ目をご覧ください。

3、矢沢小学校校舎等の取扱いについてです。

まず、矢沢小学校の校舎と屋内運動場ですけれども、義務教育学校の整備を進める上では、市の財政負担を軽減する措置として国からの補助金等の有利な財政支援が必要となります。国からの有利な財政支援として、国庫補助金のほか、地方債として先ほど申し上げました、普通交付税が50%措置される公共施設等適正管理推進事業債を財源として見込んでいるところですが、当該地方債を受けるためには、学校施設を集約し、延べ床面積を減少させることが条件となっていることから、矢沢小学校校舎は解体する方向で、全体の事業費を精査しております。

なお、解体後の小学校跡地の活用については地域の意見を踏まえて検討を行っていきたいというふうに考えてございます。

次に、(2) 矢沢学校給食センターについてです。

矢沢学校給食センターは、矢沢小学校に併設し親子方式として小学校、中学校に給食を提供しておりますが、矢沢地区義務教育学校の設立によって、矢沢小学校を廃止し、学校給食センターのみを残して現状のまま使用しようとした場合、建築基準法上、工場の扱いとなります。この矢沢小学校が立っている地域は、都市計画法上「第一種中高層住居専用地域」でありますことから、工場扱いとなる当該給食センターを存続させることは難しいところです。

現在、矢沢学校給食センターから提供する給食は、矢沢小学校及び矢沢中学校の2校で623食ですが、矢沢地区義務教育学校開校予定の令和10年度には575食、さらに5年後の令和15年度には446食と減少する見込みです。市全体で見ても少子化の傾向にあり、年々食数は減少する見込みであること、また、市内のいずれの給食センターも老朽化が進んでいることから、将来的な食数の見通しを踏まえ、集約化も視野に入れて検討する必要があると考えております。

そこで、市内の既存の学校給食センターから提供しようとした場合、いずれのセンターにおいても増築する必要がございます。次に、矢沢に隣接するセンター、例えば、東和、南城、花巻、宮野目というふうにできるだけ近くに増設を考えた場合、いずれのセンターも現有敷地内で増設する用地の確保が難しく、敷地内に増設する用地が確保できるのは、現行では石

鳥谷学校給食センターのみでありますことから、矢沢地区義務教育学校への給食については、石鳥谷学校給食センターから提供する方針とし、学校関係者と協議を行ったところでございます。

石鳥谷学校給食センターから矢沢地区義務教育学校までの配送距離は 13.2 km でありまして、配送時間は約 30 分と見込んでおります。文部科学省の学校給食衛生管理基準では、調理後の食品は適切な温度管理を行い、2 時間以内に給食できるよう努めることとされており、本年 5 月 9 日に矢沢小中学校の教職員を対象に、石鳥谷学校給食センターで調理した給食を矢沢中学校に配送し、試食会を実施してみました。そうしたところ、矢沢学校給食センターから配送した給食と同等の温度で、実際に温度も測ったりしたわけですが、「温度が下がることなく温かい状態で美味しく食べることができた」と、参加した職員からも感想をいただいたところでございます。

この試食会の結果を踏まえまして、5 月 12 日に開催した令和 7 年度第 1 回矢沢地区義務教育学校設立委員会におきまして、石鳥谷学校給食センターから給食を提供する事務局案を提案しましたところ、反対の意見はなく了承されましたことから、石鳥谷学校給食センターからの給食提供を基本方針として増築の検討を進めてまいります。

この石鳥谷学校給食センターの増築につきましては、経費や財源、それからスケジュール等を検討しているところでございまして、今後関連する予算を措置していくこととなります。これについては、決まりましたら改めてのご説明を予定しております。

4 の今後の進め方でございますけれども、現在、7 月 31 日までの工期で基本設計を進めているところでありますが、5 月 12 日に開催した矢沢地区義務教育学校建設委員会及び設立委員会において、基本計画図が承認されたところであり、令和 10 年 4 月の開校に向けて基本設計業務終了後に速やかに、実施設計等を進める必要があることから、令和 7 年第 2 回定例会において関係する補正予算を計上し、議決をいただいたところであります。

関連予算といたしましては、義務教育学校の実施設計（建築・電気・機械）について、1 億 5,451 万 7,000 円、地質調査に 1,544 万 4,000 円、屋外環境整備の実施設計に 733 万 7,000 円、合計で 1 億 7,729 万 8,000 円の補正予算をお認めいただいたところでございます。

続きまして、施設の配置と基本設計図の説明を、及川教育企画課長からいたします。

○及川教育企画課長

それでは、私の方から基本設計図のご説明をさせていただきます。

まず、A3 の図面、右端の方に 01 とあるのが敷地設計図でございます。こちらの単位で説明させていただきたいと思っております。

まずは 01 番、敷地計画図でございますが、現況の敷地の形状と建物の配置に関しまして、義務教育学校を整備する工事予定計画線を朱書きで記載させていただいております。敷地南側には黄色いところですが、今年度に用地買収を行う箇所を表させていただいております。斜線部分につきましては、解体を計画している箇所となっておりますが、既存の屋内運動場でありますとか柔剣道場などがございます。

それでは、図面番号 02 番、計画配置図をご覧いただきたいと思います。

既存校舎は長寿命化改修を行いまして、1年生から6年生が入る普通教室と全学年が共通で使用する特別教室を配置する計画としております。既存校舎の南側には、鉄筋コンクリート造りの3階建ての増築校舎を建設する計画としております。増築校舎には、メインとなる昇降口のほか、7年生から9年生が入る普通教室と職員室などを配置するとともに、各階に渡り廊下を配置いたしまして、既存校舎及び改築する屋内運動場にアクセスできる配置としております。

改築する屋内運動場につきましては、鉄骨造平屋建てといたしまして、第1アリーナ、第2アリーナ、柔道場を配置する計画としております。敷地の東側には、200Mトラック2面分のグラウンドを整備するほか、グラウンド北側にはクラブハウスや築山を含む遊具スペースを配置しております。

また、グラウンド南側にはテニスコート3面分を確保する計画としております。

なお、グラウンド周辺の防球ネットの高さでありますとか、屋内照明の設置場所につきましては、今後詳細な設計を進める中で検討してまいりたいと考えてございます。

駐車場につきましては、合計で93台のスペースを確保しているものでございます。自転車置き場につきましては、増築棟の南側に120台の駐車スペースを確保しているほか、スクールバスの待機場所につきましては、既存校舎の北側に最大6台分の駐車スペースを確保することで計画させていただいております。

続きまして、ページをめくっていただきまして図面番号 03、増築校舎・屋内運動場1階平面図をご覧ください。

昇降口を隔てまして、東側に職員室、西側に保健室を配置いたしまして、それぞれ緊急時の対応として外部から直接職員室、保健室に出入りできる配置としてございます。職員室の面積につきましては、既存の小中学校の職員室を合わせた面積の約1.5倍を超える306平米としておりまして、この面積の中には地域コーディネーター用のスペースを含んでいるものでございます。職員室、校長室は、建物の南東側に配置しておりまして、築山でございまして、テニスコートから死角にならないように校庭を見渡せる計画としてございます。

また、個別の相談に対応するための相談室を保健室の西側に3部屋設けておりますほか、外部から直接出入りできます個別の学習室を渡り廊下1階付近に配置してございます。

多目的ホールにつきましては、校長室の北側に配置するほか、廊下の幅を8m、階段を大階段とすることで多目的な用途に活用できるように計画をしてございます。

あとは各階共通になりますが、バリアフリー化に対応するというところでエレベーターでありますとか、多目的トイレを配置しているところでございます。

図面の左側にあります屋内運動場につきましては、第1アリーナは全学年が集会できる面積といたしまして、バスケットボールコート及びバレーボールコートが2面分、バトミントンコートですと6面が取れる計画としております。体育の時間割を踏まえまして、ミニバスケットボールコート1面分の第2アリーナを配置しております。

第1アリーナと第2アリーナの計画面積は、1,531 平米でございます。これは既存の小中学校の屋内運動場を合わせた面積 1,117 平米よりも大きい面積の方を確保してございます。柔道場につきましては一面としておりますが、試合場周辺にスペースを確保するとともに、仮に不足する場合は、第2アリーナの一部を使用することも想定してございます。

また、外部開放に対応するために、第1アリーナと柔道場側にそれぞれ出入口、トイレ等を配置する計画としております。

ページをめくっていただきまして、図面番号 04 番、増築校舎・屋内運動場 2 階平面図をご覧ください。

2 階につきましては、7 年生から 9 年生までの普通教室、特別支援教室を 2 階に集約して配置の方をさせていただいております。普通教室前には各学年用のトイレ、更衣室を配置しているほか、各学年の普通教室の間にそれぞれ多目的室を配置しております。

また、移動式の生徒ロッカーをホールに配置することで普通教室の広さを確保したいと考えてございます。

屋内運動場につきましては、第1アリーナ、第2アリーナともそれぞれキャットウォークを設置する計画としております。管理用でございますので、通常は生徒とかは立ち入れないことになると思います。

ページをめくっていただきまして 05 番、増築校舎・屋内運動場 3 階平面図をご覧ください。

増築校舎につきましては、生徒会室、放送室のほか、南東側に多目的室、多目的ホールを配置いたしまして、敷地全体を展望できるようなスペースにしてございます。

屋内運動場につきましては、第1アリーナの天井高につきましては、バレーボール競技のセンターラインの高さ 12.5m を確保しているほか、第2アリーナの天井高につきましては、球技の最低高さであります 8 m を確保しているものでございます。

ページをめくっていただきまして、既存校舎 1～3 階平面図につきましてご説明させていただきます。

1 年生から 2 年生までの普通教室、ことばの教室、3 部屋の特別支援教室を 1 階の方に設置をさせていただいております。その他に、低学年用のオープンスペースを既存校舎の昇降口を改修して配置する計画としておりますほか、各階共通になりますが、少人数教室と多目的室を配置することとしております。

また、水飲み場が不足する見込みであるということから、多目的室の一部に水飲み場を設置することで考えてございます。

また、1 年生から 9 年生まで使用いたします特別教室につきましては、既存校舎に集約してございまして、1 階に既存校舎同様に技術室を配置してございます。特別教室からの荷物の出し入れでございますとか、吹奏楽部の部活動地域移行に対応するため、出入口を特別支援教室予備室の東側に配置してございます。

その他、外部開放の際のセキュリティ対策という面で、各階共通でございますが、西側の

階段付近にシャッターを設置する計画としているものでございます。

2階にまいります。3年生から4年生までの普通教室を配置しております。東側の現在、多目的ホールとして使用しているところにつきましては、更衣室に改修する計画としておりますほか、特別教室には第2理科室、図工・美術室、第2音楽室とそれぞれ準備室を配置しております。

また、増築校舎からの渡り廊下は東側1ヶ所のみとしております。

3階につきましては、5年生から6年生までの普通教室を配置しております。特別教室については第1理科室、家庭科室、第1音楽室とそれぞれの準備室を配置しております。

また、増築校舎からの渡り廊下につきましては2階と同様、東側1ヶ所のみとなっております。

以上で、基本設計図の概略についてご説明させていただきました。

○佐藤教育長

今、矢沢地区義務教育学校整備事業について、進捗状況とそれから基本設計図についてご説明を申し上げます。

進捗状況の方のポイントを少し整理させていただくと、資料のNo.1の1ですが、表の2に学級数書いておりますけれども、これについては特別支援学級が入っておりません。現状でいうと、小学校が確か4学級、中学校が2学級ですけれども、現況の設置学級数については、確保するというところであります。児童生徒数が合計の欄を見ればおわかりのように、自然出生者だけで言うと、令和10年については、18学級524人という数字が出ておりますが、数年経ちますと学級数が一つ落ちていくということで、学年1学級になる可能性がでてまいります。

それから2番の概算工事費については、総工費で約55億円という数字になっております。そして財源等補助事業については、ご説明申し上げたとおりです。

それから3番目の現矢沢小学校校舎については、これは解体するというので、解体を含めた補助事業を活用するということです。それに伴って、第一種中高層住居専用地域であり建築基準法上、学校給食センター工場扱いになるということで、今度は認められなくなりますので、給食センターについては、矢沢の給食センターを廃止し、それを他の石鳥谷学校給食センター、そこを増設しながらカバーするということです。距離的には13キロ、約30分ということで、実際何回か走ってみましたけれども30分はもちろんかからない状況ですが、そこで給食を運ぶということです。距離的に心配だという向きもあったので、実際、給食を運んでみて、給食の内容がどうだったのかということで実際に試してみましたし、容器については、現況の容器ではなくて、いわゆる保温性の極めて高いものを使ってみたところ、温度的には全然問題はなかったと、それから調理した内容についても問題なかったということで、これを設立委員会でご説明し、ご了解を得たということです。

それから4番の今後の進め方について、今後、実施設計それから地質調査、これを実施するというので1億7,729万8,000円について、先般の6月議会で議決いただいたというこ

と、こういった内容でございます。

それから、基本設計これは平面図で 01 から 06 までご説明申し上げましたけれども、今の中学校の校舎を長寿命化して、グレードを少し上げて、これを小学校の教室、あるいは学習空間に活用する。

それから、中学校分については、その南側に併設して3階建てのもの、7年生から9年生、そして職員室を設定する。そして、現状の体育館、柔剣道場を解体して、新たに大きい施設をつくるということになります。

それから、今の小学校を使っていた学童クラブをなくして隣接する形で敷地の一番東側ですけれども、そこに学童クラブを設置するというということになります。

校庭については200Mトラック2面、これを確保すると、それからテニスコート等がどうしても不足してくるということで、黄色い線の部分ですけれども、この2つの区画について用地を買収して、譲っていただいて、ここも公地とするということです。

それからプールについては、現在のプールを利用し、そこに矢沢地区の社会体育館がございますけれども、これもこのままで設置したままで、これを進めるということになります。当然、学校の移転等に伴って工事が入ってきますので、その場合については、この社会体育館を一時、学校の体育館としても利用していくということで、全体の平面を捉えております。

それから02から03、各階の様子については、図面のとおりでありますけれども、新しい校舎については、廊下のスペースを現在4m程度のものですが、これを8mという倍の広さで様々利用できる空間にしています。また、市内で初めて体育館にエアコンを入れます。エアコンを入れる理由については、臭い対策のためでもあります。臭い対策としては、全体のドア部分から外気が入ってこないようにする、あるいは保温性を高める、そういった工夫をしていくということです。

概要とすればそういうことでございますが、全体を通してお気づきの点、ご質問、ご意見があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

どなたかご意見、ご質問ありませんでしょうか。

中村祐美子委員。

○中村祐美子委員

ありがとうございます。

給食について少し教えていただきたい点があるのですが、この調理後の食品は適切な温度管理を行って、2時間以内に給食できるように努めるというこの2時間というのは、給食センターでできあがった料理が容器に詰め込まれてから配膳されるまでの2時間ということですか。それとも学校に到着するまでが2時間なのでしょうか。その時間枠というのが分からなかったのので教えていただきたいのと、この5月9日にチェックをされたということですが、30分とかなり多めに時間を取られているような印象があったのですが、これは冬季の雪が降ったりして移動が非常に困難になった場合においても、こういう時間的な問題というのはクリアされることがわかっているのでしょうか。その2点をお願いします。

○佐藤教育長

今の2点についてお願いします。小原学務管理課長。

○小原学務管理課長

ご質問ありがとうございます。

まず1点目の時間枠についてですが、調理が終わってから運ばれるまでの2時間と考えております。

それから2点目でございますが、時間については確かに30分という時間を見込んでおりますが、こちらはGoogleで調べたものにプラス10分間という時間を入れての30分間でございます。当然、冬季期間につきましては、路面の凍結状況等あれば時間が長くなることは想定されますが、現在のところはまず30分で可能であると考えております。

○佐藤教育長

それは喫食までの時間、食べるまでの時間ですね。できてから食べるまでの時間が2時間ということですね。

○小原学務管理課長

はい。

○佐藤教育長

時間は大丈夫かということで、冬季期間についてもまず30分を超えることはないだろうと考えております。ただ実際、今の矢沢小学校で調理したものを中学校に運んで、そして食べる時間というのが、実際同じ時間なのです。今は近いのですが、時間帯は同じです。それを運ぶ時間と、それから学校に着いて保管される時間、そのところでちょっと入れ込むというだけで、基本的には、できてから食べるまでの2時間というのは、途中の移動時間が入っても同じかたちになると思います。

他にございませんか。何かご感想でもよろしいです。中村弘樹委員。

○中村弘樹委員

学童クラブも同時進行で建設していくのでしょうか。

○佐藤教育長

学童クラブについてお願いします。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

お答えをさせていただきます。

学童クラブにつきましては、現在、基本設計に向けて検討してまいるということとなります。こちらにつきましても、義務教育学校が開校をするのと同時に、始められるように進めてまいると伺っております。

○佐藤教育長

学童クラブ、今は図面の中に点々でしか書いていませんけれども、実際、駐車場はこの中でも一定数確保できますし、それから、学童の子どもたちも学校の校地を使って活動できるということで、例えば、一番は北東のところにある築山というのがありますが、これについ

ては小学校の方も学童の方も、ぜひこれが欲しいということで、築山という少し、冬になればスロープみたいになるような、これがぜひ欲しいということで、そういった形で設置を予定したものであります。

他にございますか、熊谷委員。

○熊谷委員

今の学童に関わってですが、総工事費が約 55 億円になりますけれど、これは、学童クラブは入っていませんよね。学童クラブをここにつくるとなれば、そこでまた予算化するということですよ。

○佐藤教育長

瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

資料 1-2 でお示ししました工事費の中には学童クラブは入ってございません。学童クラブの整備等を担当するのが、こども課になります。もちろん義務教育学校の整備と併せて、教育委員会と連携して行っていくのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、これから基本設計の予算措置をして整備等を計画していくという状況でございます。

○佐藤教育長

学童クラブの整備状況については、また追って機会を見てお話を申し上げたいと思います。

他にございませんか。お願いいたします、中村祐美子委員。

○中村祐美子委員

矢沢中学校という臭いの問題が昔からあると思うのですが、以前の会議の中でも臭い対策が一つの課題だとお聞きしておりましたが、今回の設計の中で先ほど教育長さんがおっしゃられた、ドアを強固なものにする、もしくは、外からの外気が入りづらいものにするというようなことをおっしゃられましたけれども、他にも何か具体的な対策をこの工事の中でとられるようでしたら教えていただけますか。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

基本的には、空調関係エアコンにつきましては、校舎につきましても屋内運動場につきましても、充実させていきたいと思っております。機密性とかを高めるために、例えば、ガラス、今はシングルガラスでございますけれども、ペアガラスとか、複層ガラスにして断熱を高めつつ、気密性も高めていきたいと考えております。

特に、体育館につきましては、現在の市内にございます 27 校の中で一番最初に体育館の方にエアコンを入れるということになりますので、通常他のところの体育館であれば夏場とかは、窓を開けて換気しながら体育とかクラブ活動とかを行うということで対応させていただいておりますが、矢沢につきましては、その臭い対策もありまして、市内初というこ

とですが、体育館の方にエアコンを入れることで現在計画のほう進めてございます。

○中村祐美子委員

先ほどおっしゃられたその空調設備というのは、エアコンのことでしょうか。それとも、セントラルの空気清浄をするようなシステムまで入るのか。どういった施設になるのでしょうか。

○及川教育企画課長

建物をつくりますと、当然ながら吸排気というのが生じますけれども、その中に例えば、脱臭装置みたいなものをつけるかどうかにつきましては、費用面もございますので、今後設計しながら検討していくことで考えてございます。

○中村祐美子委員

先ほどお聞きしたのは、空調はエアコンですと使う時期がすごく限られていて、使わない時期も当然あるので、その辺り、その使わない期間というのは、その空気の滞留が滞ったりすると、非常にまた健康面でも問題になるのではと思ってお聞きいたしました。ありがとうございます。

○佐藤教育長

どうしてもインドアの部分でしか対応できないっていうのが正直なところですよ。実際、外で運動したり活動したりする場合については、これはなかなか対応できないことで、やはりいろいろ地域の方でもいろいろ運動していますし、市と県との関わりとか、そういったところで教育委員会としても、やはり基本、根本で臭いを出さないというのが一番なのでしょうけれども、そういうところについては強くお願いをしていくという形でございます。

他にございませんでしょうか。衣更着委員。

○衣更着委員

工事費の額が示されていますけれども、やはり2校が統合するというメリットを生かした補助制度なのでしょうか。この適正管理推進事業債というのが、やはり統合することによって、国からもらえるものがあるのを活用しているわけですか。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

こちらの公共施設等適正管理推進事業債につきましては、今ある公共施設を、簡単に言えば整理統合等を行いながら規模を縮小していきましょと、それに対して有利な起債、借金ですけれども、をした上で後から普通交付税ということでバックがあるという比較的有利な地方債となっております。こちらの地方債を使うためには、面積自体を縮小していくというのが条件になりますので、今回は、矢沢小学校、中学校を合わせるわけですが、面積自体は少なくなるということから、こちらの方を使うことで今のところ計画してございます。

○佐藤教育長

他にございませんでしょうか。役重委員。

○役重委員

地域としっかり協議して進めていただいているので、内容については安心して見ていますけれども、多分一番懸念されるのは、矢沢の学区がとても広いですので、広いし人数も増える、そして小中併設ということは、結構下校時間とかそういった部分もかなり多様になってくる。それから子どもたちの待ち時間も増えてくるみたいなことが多分想定されます。十分その辺も検討していただいていると思いますけれども、そのあたりの安全性の確保、子どもたちの待機の関係なども、しっかり検討の中に入れていただけるといいかなと思います。もし、その辺りで特にこういうことを注意していることがありましたら、教えていただければと思います。

○佐藤教育長

スクールバス関係も含めて、及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

実は、こちらの矢沢地区義務教育学校の設立委員会の方にPTA部会というような専門部会がございまして、こちらの方で今後スクールバス等の検討もしていただくということになっております。

また、こちらの図面の方ですが、計画配置図の02番に駐車場の方も結構多く今回整備するということになっておりますので、こちらの駐車場を使いながら、場合によってはお子さんの送迎とかもスムーズにいくように検討のほうはさせていただいております。

○佐藤教育長

今、中学校の方のスクールバスがありません。それについても要望ありましたので、小学校の路線と一緒に考えて、まず登校時間、それから下校時間、それから小学校も低学年と高学年で帰る時間が違いますので、その辺はしっかり工夫して、安全に登下校できるようにということでは、これから進めてまいります。

よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは質疑を打ち切って、只今の報告に対する質疑を終結します。

次に、新花巻図書館整備に関する設計業務の実施について、事務局から報告をお願いいたします。菅野生涯学習部長。

○菅野生涯学習部長

新花巻図書館整備に関する設計業務の実施についてご報告いたします。

まず、前提といたしまして、市の建物の設計をする場合は、基本設計と実施設計がござい
ますけれども、基本設計は先ほど義務教育学校の図面がございましたけれども、ああいっ
た形でどんな建物になるのかなとイメージできる段階のものが簡単に言えば基本設計、建物
建設に向けて詳細に設計していくというのが実施設計ということになります。現在はそ
れを別業務として、別々に発注して、さらに市内の業者さんを指名して入札する、指名競争
入札で入札額の低い業者に委託するという形で行われておりますけれども、今回の図書館
につきましては、基本設計と実施設計を一緒に一つの業務として発注して、さらには、入札
で一番低い額の業者に決めるのではなくて、県外、市外も含めた業者など広く募集した上で、
プロポーザル方式によって能力の高い業者を選定していきたいというように考えていると
いうのが前提となります。

では、資料 No.2 をご覧願います。

めくっていただいて2ページ、3ページは、これまでの経過ということで省略させていた
できます。

次の4ページ、5ページ、同じようなこと重なって書いてございますが一緒にご覧いただ
ければと思います。

設計業務の一括発注ということで、先ほどお話しましたように、市の施設の設計につい
ては、これまで基本設計と実施設計を別に発注して行ってきましたけれども、一つの契約とし
て発注したいと考えてございます。

今回の新花巻図書館の設計におきましては、図書館が高度な建築設計技術を必要とする
ことや環境に配慮した性能が求められること、また、広場や建物の階数の設定など、市民の
意見を聞きながら進める必要があることなど、幅広い技術力が必要であり、一括発注した場
合は、優れた技術と経験を有する業者の参加が期待できること、また、基本設計と実施設計
の業者が別になった場合に比べて設計業務に対する責任が明確になり、設計成果としての
質の向上が期待できること、また基本設計終了後に実施設計の契約を待つ必要がなく、設計
の工期短縮が期待できることという理由でそうしたいと考えているところでございます。

次にめくっていただきまして、6ページでは、設計業務で今回検討していただく内容とい
うことで、左側標準業務と書いておりますが、これが通常設計を委託する場合に想定される
業務、右側の追加業務というのが、今回の駅前図書館を建てるということで追加される業務
ということになります。

追加される業務、例えば、基本設計のところですと、駐車場運営とか図書館広場の基本設
計とか、そういったものがありますし、実施設計では、例えば、5番の騒音・振動調査とか
6番の土地収用法の事業認定に関する手続きに協力してもらおうとか、9番のZEB認証に
係る申請図書作成及び認証業務ということで、ZEBに関しましては、次の7ページの業者
の選定方法の(3)にありますけれども、整備にあたりまして財源として予定している都市
構造再編集中支援事業費補助金は、ZEB Ready という省エネ性能基準、これに適合する建
築物を整備する場合に補助の額が高くなるということがございまして、これらの認証を受

ける必要があるということで追加してございます。

次めくっていただいて、8ページ目をご覧ください。

プロポーザル方式による設計業者の選定ということで、今回の新花巻図書館の基本、実施設計業務の一括発注にあたりましては、同種業務、類似業務の実績や経験のほか、本業務にあたり配慮すべき点を設定し、それに対する技術提案を応募者に求め、その技術提案を審査して、最も高い技術力を持つ業者を選定できるプロポーザル方式により選定することとしております。本業務については、幅広い専門的な知識と経験が要求されるものであり、その手法は一般の建築設計のような定型的なものではなく、図書館特有の知識、建物の環境性能、図書館周辺交通計画や駐車場計画、広場設計など、先ほど申し上げたところですが多岐にわたる業務の実施を求めていることから、建築土木分野の横断かつ総合的な技術力を持った業者による実施が必要であると考えております。

今回、事業者に求める技術力としては、建物の構造設計のほか、これまで策定した新花巻図書館整備基本計画を実現するために必要な建物のレイアウト比較検討、ワークショップなどを開催し市民から意見を聞き取りまとめて設計に反映すること、先ほど申しましたZEB Ready、いわゆる高断熱化及び高効率化な省エネ設備を備えた建築物、また図書館周辺交通計画や駐車場計画、広場設計、図書館建物としての特有のノウハウなど、建築に限らず土木・環境など分野の横断的な技術力が必要であるものと考えてございます。

一方で、議員説明会において、議員の皆さんから地元の業者が参画できるような形にならないのかというご意見をいただきましたけれども、市内に本店を有する一級建築士事務所のうち、花巻市建設関連業務委託資格者名簿に登録があるのは7社であり、そのうち、ある程度の規模を持った3名以上の一級建築士を有するのは2社のみとなっております。市内業者または市内業者との共同企業体のみを応募要件とした場合、市外業者は、共同企画企業体を組む市内業者を見つけられず、結果として応募者が少なくなる可能性があり、最良の成果を得るにふさわしい選定とは言い難い状況となります。結局、共同体でできる業者さんが少ないので、それを応募条件とするとなかなかそれに引っかかって、応募できない業者が出てくるという心配があるという意味でございます。

そのことは、これから建設する図書館に対する市民の期待、ワークショップや市民会議をはじめたくさんの市民が関心を持ち、考え議論し、積み重ねてきた単なる箱物ではない図書館を建築できるのか、そのような観点からみても、選択肢を狭めることを避けるべきであると考えております。したがって、市内の業者と共同企業体を組むことを、プロポーザル参加の条件とすることはできないと考えております。

ただし、市内業者を加えた共同企業体を結成する場合には、評価点に点数を加えることで市内業者が参画できる可能性を高めたいと考えてございます。

この本設計業務には、市民参加型ワークショップの実施も含み、基本設計が7ヶ月、実施設計は工事費の積算と建築確認申請も含めて11ヶ月の計18ヶ月と長期の業務となります。この業務にあたっては、技術者が平均1日当たり7人程度、その期間に渡って業務を行う必

要があり、市内業者が本業務にもし応じた場合、本業務に市内の優秀な技術者が長期間携わることにより、市が発注する他の業務、例えば、6年度だと44件、5年度には73件の業務がありましたけれども、先ほどの矢沢義務教育学校をはじめ、支所庁舎等の改修、その他いろいろ多くの事業がございますので、そちらの業務を地元設計業者をお願いしたいというところもございます。

また、市内経済への影響については、設計業務の場合、建設工事と比べてそれほど影響は少ないということで、工事段階において市内業者の起用ができるように配慮するというところで考えてございます。

そのことにつきましては、11ページをご覧ください。

設計事務所が適切な設計を行い、適切に管理すれば、花巻の建物、電気、外構工事業者が市内単独で工事をできる可能性は、設計事務所が特に指定する特殊技術を要する業務で、花巻市の工事業者ができない事項を除いて、花巻市の工事業者に競争入札等により発注することはできると判断しております。そのような工事発注は、設計業務の発注に比べて、花巻市の経済に与える影響は金銭的、その他、また雇用の面でも遥かに大きな影響を与えるのではないかと考えます。

工事については、設計事務所が特に指定する特殊技術を要する業務以外は、花巻市の工事業者を起用することとしたいと考えてございます。

以上によりまして、市内の業者と企業共同体を組むことをプロポーザル参加の条件とすることはできませんが、市内業者を加えた共同企業体を結成する場合には、加点することで地元業者を優先に評価したいと考えてございます。そういう意味で市外業者の参画ということでプロポーザルを進めたいと考えております。

資料の9ページをご覧ください。

先日の6月定例会で補正予算を提案しましたけれども、その中身についてご説明いたします。

1番の補正額2,561万1,000円、これは設計業者選定の公募プロポーザル実施に要する費用35万9,000円、審査委員への謝礼等ということになります。

新花巻図書館用地等測量調査業務、設計業務をする前の基礎データとして、現地の測量を実施するという、これが1,507万7,000円、(仮称)花巻中央地区都市再生整備計画策定、1,017万5,000円は、8年度から国の「都市構造再編集集中支援事業補助金」を活用するため、7年度には都市再生整備計画を策定するというところで、この支援をしていただくといった内容になってございます。

また、先ほどの設計業務に関するものについては、7年度、8年度ということで期間ございますので、債務負担行為の設定ということで、4億800万円ということで設定してございます。

こちらの補正と債務負担行為については、6月10日の定例会において原案どおり可決されてございます。

めくっていただきまして、全体スケジュールですけれども、スケジュールの表の下側になりますが、今年度のということで7月から9月にかけて公募プロポーザルを実施して、10月くらいからは、設計業務ということで契約をして進めていきたいと考えてございます。上の方、全体スケジュールになりますけれども、8年度までに設計を終えまして、その後、用地取得に関する予算議決、用地売買に関する議決等を経まして、令和10年度くらいから本体工事に入りまして、令和12年度のなるべく早い段階で開館できればというようなスケジュールで考えてございます。

また、6ページに戻っていただきまして、6ページの下のところでございますけれども、その他にボーリング調査や土木詳細設計、広場や駐車場等の設計ですけれども、これらは図書館の建物位置決定後に行うということで、今後別途補正予算ということでお願いしたいと考えております。

以上、設計業務の実施についての説明となります。

○佐藤教育長

今、新花巻図書館整備についての設計業務について説明がありましたけれども、只今の報告について、質疑のある方ございませんでしょうか。

中村祐美子委員。

○中村祐美子委員

今回は、プロポーザル方式で基本設計と実施設計を一つの契約として実施されるということで、こちらの方でも文章の中で、一つの契約として発注することのメリットというのが書かれておりますけれども、一方で、一つの契約として実施するときのリスクっていうのももちろんあるかと思えます。そうしたリスクに対してどういう認識を持たれていて、今後、こういう契約をされていく中でこういった対策を講じられようとしているのか、今、既にお考えのことがあれば教えてください。

○佐藤教育長

菅野生涯学習部長。

○菅野生涯学習部長

高い技術のある業者を求めているということで、もしプロポーザルで審査して選んだ業者が期待外れだったということになれば、大変なことになりますので、今は専門家の方からいろいろ学んでいきながら、また、審査の方も専門知識を持った先生方をお願いするというので、少し想定より時間がかかっているのですけれども、そのところをしっかりとプロポーザルを実施したいということで、今進めているところでございます。

○中村祐美子委員

いろんな業界でこういった契約で基本設計から実施までやられることって多いと思うのですが、やはり思っていたのと少し違っていたっていうのは、稀に起こったりすることもあるとは思いますが、大きな国際大会でもよくニュースになりますし、我々、私がやっているような海外での案件でも、やはりそういった問題も見聞きすることがあります。

そうしたときに、やはり契約が二つに分かれていれば、一旦そこで仕切り直しするっていうことができるのですが、それが一つの大きな纏まりになっていると、動き出したら止められないような状況になることも多々あるので、そのあたりやはり管理というところが非常に重要になるのかなと思いますし、もちろんその選定のところ、プロポーザルのときは結構難しいと思います。こちらのコンサル会社の方からすると、設計会社の方からすると、もちろん素晴らしい案を出してこられることが多いと思いますし、そこで真相を解明するといつか、確実なところを見極めていくっていうのは非常に難しいところもあると思うのですが、その中でやはりやれることっていうと、実施過程のモニタリングですとか管理とか、仕切り直しができるようなタイミングをセットしておくとか、何かそのあたりの何か対策が非常に重要になるのかなと思って、この契約形態を見ながら感じておりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長

基本設計と実施設計、しかも外部になる、そういったリスクについてのご質問だったと思います。

他にございませんでしょうか。

役重委員、ございませんか。

○役重委員

特にありません。今、中村委員さんのご意見でありましたように、やはり審査する側のしっかりした方針というのが一番大事だと思います。ぜひそのように進めていただきたいと思います。

○佐藤教育長

今、ハード面の設計なり建築までということでしたけれども、おそらく基本計画にあるようないわゆるソフト面、あれと整合していかなければならないという大変な作業なような気がします。例えば、収蔵する図書、資料も開館時、28万冊ということも謳っております。そうすると、やはり開館とか運営するための実施計画に関する、いわゆるそのコンセプトに見合ったものを計画的に選書していかなければいけないとか、それからなによりもやはりリファレンスの体制をどうするかと、ここが肝ですし、それから大きな特色とすると、郷土資料の活用ということで、例えば、賢治記念館とかイーハトーブ館とか市の博物館との連携、簡単に言うと、情報をどういうサービスしていくかというシステムづくり、こっちも大変な作業だと思いますけれども、そういったところと一緒にやっていくということで、一つその点についても、またいろいろこれから進めていく状況の中のそういった情報なり、作業の現状については、また定期的にこの会議でもってご報告させていただければと思います。

では、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、令和7年度第2回花巻市議会定例会教育関係事項について事務局から報告をお願いいたします。瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

それでは、令和7年第2回花巻市議会定例会、教育関係事項について報告いたします。着座にて説明させていただきます。

会期は、5月30日から6月17日までの19日間でございます。

はじめに、一般質問についてです。質問内容につきましては、資料No.3-1をご覧ください。

今回は登壇議員15名中5名の議員から教育行政について質問がありました。

答弁の詳細につきましては資料No.3-3を併せてご覧ください。

はじめに1件目、スクールバスの運行業務委託について、高橋修議員からの質問でございました。

独自運賃を採用する市外事業者が参入し、市内事業者が受注できない状況が続いているが、安全面を重視すべきであり、市外事業者と市内事業者を同列に扱う理由について伺うとのご質問でありました。独自運賃とは、一般貸切旅客自動車運送事業を行う事業者が、運賃設定に係る経費等の審査を受け、国の許可を得て、国が定める運賃下限額（公示運賃）を下回って設定したバス運賃であり、今年度の本市のスクールバス運行事業者のうち、独自運賃を適用している事業者が、市内に本社を有する事業者1社、市内に営業所を有する市外事業者（以下これを市外事業者と申し上げます）1社の合計2社でございますが、市では、当該事業者との契約金額については安全性に配慮されたものであると認識しているところです。

市外事業者と市内事業者を同列に扱う理由につきましては、令和元年度の入札の時点では、スクールバス運行業務に係る指名競争入札参加資格者名簿がなかったことから、それまでの履行実績等を勘案し、選定要件を、花巻市内に本社または営業所を有する道路運送法第4条の許可業者であり、複数のバス車両を有し、スクールバス運行が可能と認められる業者として、市内事業者3社、市外事業者1社の合計4社を選定し入札を行っておりましたが、当時、執行した7件の入札で全ての入札を辞退したり、落札後にその後の入札を辞退する事業者が出たりして、入札が成立するための最低参加者数である2社での入札となった事案が複数あり、今後、入札者を確保できず、スクールバス運行に支障をきたすことにならないか懸念が生じたことから、翌年度以降の指名要件は、現行の要件となっている花巻市内に本社または営業所を有する道路運送法第4条の許可業者で、かつ公益社団法人岩手県バス協会の会員となっている業者とし、近年は10社から11社を指名しているところです。

しかしながら、市内に営業所を有する市外事業者を含め、指名業者を拡大しても半数以上が辞退している状況がありますことから、市としては、現在の指名範囲は最低限必要であると考えていること、バスの運行は安全と確実な運行が重要であり、その中で入札の基本原則

や地元企業の振興の観点から、今後の入札のあり方について調査研究してまいりたい旨、答弁しております。

2件目、答弁資料は5ページからになります。

新花巻図書館について、本館憲一議員からのご質問でございます。

基本計画に対する教育委員会の関わりについて、1つ目は、教育委員会がこれまでの計画立案にどのように関わってきたかについてのご質問でございました。これまでの経過として、市立図書館に関することは教育委員会の権限に属する事務であり、事務を補助執行している生涯学習部が教育委員会議で4回、教育委員会協議会において9回説明を行った上で、計画策定までに合計13回意見を伺ってきたこと、具体的には、図書館整備において、まちづくりと合わせた視点を持つことの必要性や高齢者、障がいのある方へのサービスの点での配慮や多文化共生という視点など利用者サービスに関すること、市民サービスの把握に関しては、ワークショップだけにとらわれず、トータルの視点で行う必要があること、市民の意見等を踏まえた今後の進め方に関しては、無作為抽出の手法や専門家の活用も有効であることなど、計画の内容のみならず、策定までの進め方に関してもご意見をいただきながら、検討や調整を加え、市民参画も行いながら、このたびの基本計画に至ったことを答弁しております。

2つ目は、教育委員会議における議決の根拠と結果についてのご質問でありました。市立図書館に関する事項が教育委員会の権限に属する事務となっている中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項において、教育長への事務の一部委任や臨時代理の規定があるが、同条第2項第1号において、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することは教育長に委任することができないとされており、新花巻図書館整備基本計画は、市の図書館の中央館としての役割を担う施設の基本計画を定めるものであり、教育長に委任することができない基本的な方針に関するものに該当すると捉え、教育委員会議において議決を得るべきものと考えていること、また、令和7年5月19日に開催の教育委員会議において基本計画の提案がなされ、原案のとおりご決定いただいたことを答弁しております。

3件目、資料8ページからとなりますが、小規模校について、照井明子議員からの質問でございます。

1点目は、適正配置について検討する際は、地域の背景や保護者の自主性にに基づき行うべきと考えるが、「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置」に関する基本方針を優先する取組となっていないかのご質問でありました。

教育委員会では、少子化の進展による学校の小規模化や複式学級の発生など、教育を取り巻く環境の変化に対応した学校の在り方を保護者や地域の方々に検討していただくために、平成31年に基本方針を作成したところであり、学校統合ありきの実施計画ではないということをご説明しております。

この教育懇談会は、将来的に一定規模の教育環境の維持が難しくなると危惧される学校

を中心に実施し、学校の在り方を協議していただいております。まずは保護者と協議し、一定の方向性が定まった後に地域の方々に説明して協議を行い、最終的な判断を仰ぐという流れで進めてきたところであり、仮に児童生徒の減少が見込まれ、将来の教育環境が危惧される場合であっても、保護者や地域の方々からご理解が得られないまま統合を進めることは考えていないことを答弁しております。

2点目は、存続を希望する学校を長寿命化する場合の判断基準についての質問でございました。

国の学校施設環境改善交付金制度を利用して長寿命化改修を行う条件として、建築後40年以上経過し、今後30年以上使用することが前提となっていること、現在、建築後40年を経過している学校は、整備が完了した桜台小学校と現在義務教育学校移行のために整備を見込んでいる矢沢小中学校を除くと、小学校9校、中学校3校ありますが、現時点で今後の実施については未定であること、今後、長寿命化改修については、中長期的な視点により、30年は存続する見通しである学校について、財政状況等を加味しながら進めていくとともに、その他の学校については不具合の修繕を行うなど、事業実施については慎重に検討していく旨、答弁しております。

4件目、12ページからになりますが、石鳥谷地域の4小学校における学校統合について、櫻井肇議員からの質問でございまして。

1点目は、統合の方針が示されたが、そのように判断した理由についてのお尋ねでありました。この経緯でございまして、石鳥谷地域の各小学校の児童数が減少の一途をたどっている状況の中、令和4年度に新堀小学校において複式学級が発生したことや、八重畑小学校においても今後更なる小規模化が予見されたことから、石鳥谷地域のそれぞれの学校における今後の教育環境を考えていただくため、同年11月の新堀小学校の保護者を対象とした教育懇談会を始めとして、石鳥谷地域4小学校の保護者及び石鳥谷町保育施設保護者会連合会の役員を対象とした教育懇談会を延べ10回開催し、将来的な小規模化へのメリット及びデメリットを検討していただいたところ、統合を支持する意見が多く、反対意見はなかったことから、本年1月16日に各小学校PTAの代表による「石鳥谷地域4小学校の統合に向けた各校PTA打ち合わせ」を開催し、ご意見を伺ったところ「4小学校を統合する」という意見で一致したところでありました。

また、学校形態に関し、学校教育法の改正により、現在は、義務教育学校を含む小中一貫校を選択できるようになっており、教育懇談会でも小中一貫教育に関する質問も多かったことから、中学校の保護者とともに検討し、一定の選択を行った上で、地域と協議を行っていくことについて、小中学校のPTA役員から賛同をいただいたことから、小中PTA役員から選出された方々で組織する検討組織を立ち上げることとなったものであることをお答えしております。

2点目は、地域及び関係者との話し合いを含めた今後の進め方についてのご質問でございました。

今後、小中学校のPTA役員から選出された方々で、石鳥谷地域の小中学校の今後の学校形態について検討していただくこととしており、一定の方向性が定まりましたら、改めて各小中学校の保護者全体に対して説明と協議を行い、了承いただいた場合は、石鳥谷地域6つのコミュニティごとに地域の方々に対して説明と協議を進め、ご判断いただきたいと考えていることを答弁しております。

3点目は、小中一貫校を導入しようとする根拠のお尋ねでございましたが、小中一貫教育は、いわゆる「中1ギャップ」の課題や小学校への英語教育の導入、中学校の教育内容や学習活動の量的・質的な充実、学校、家庭、地域における子どもの社会性育成機能の低下など、児童生徒をめぐる状況の変化や課題があったことから、平成19年の学校教育法の改正により9年間を通じた形で新たに規定され、その後、平成28年4月より、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、学校設置者が主体的に小中一貫教育を実施できるよう、学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、様々な小中一貫教育に基づく形態の学校が設けられ、選択できるようになったものであります。

本市では、義務教育9年間を通じた子どもたちの成長を見通した小中連携の取組を全校で実施しておりますが、本市でも先に述べたような課題が散見されておりますことから、基本計画におきまして「従来の小中学校の連携のみならず、小中一貫校の導入による効果も期待されることから、その導入について学校統合と併せて検討する」としていることを答弁しております。

5件目は、石鳥谷地域の4小学校のスクールバスの運行状況について、同じく櫻井議員からのご質問でございます。

この質問は、学校統合となれば路線数も増えるが、運転手不足等の状況から問題はないかとの趣旨でのご質問でございました。現在、石鳥谷地域においては、石鳥谷小学校では、大瀬川と八日市の2路線、八重畑小学校では、石鳥谷中学校の生徒と相乗りする山屋・五大堂の1路線、合計で3路線を運行しております。

今後、学校形態をはじめとした新しい学校の在り方を協議していく段階であり、統合後のスクールバスの運行地域や路線は今後の検討事項となってくること、学校統合となった場合、学区が広がる中で児童数の減少が見込まれることから、大迫や東和地域で運行しているスクールタクシーの導入も含め、安全な通学手段の確保に向け検討を進めていく旨、答弁しております。

6件目は、19ページからとなります。

教育委員会と教育現場との関係性について、鹿討康弘議員からの質問でございます。

1点目は架け橋プログラムについて、1つ目は、制度設計と学童の位置づけについて、放課後学童クラブも含めたモデルを視野に入れるべきではないかとのご質問でございました。架け橋プログラムは、国において5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」として焦点を当て、就学前の保育教育機関から小学校への接続の充実に向け、手引きを示し、取り組むことを推奨しています。

本市においては、平成21年に花巻市就学前教育プログラムを策定し、保育教育施設と学校とで、幼児・児童間の交流や職員間での交流を行うとともに、就学前教育振興会議を設置して就学前の教育の振興を図ってきたところでありましたが、就学後の不適応児童が散見されることなどの課題解決のため、園と小学校でのカリキュラムを一体化することが大切と捉え、「花巻市架け橋カリキュラム」の策定に取り組み、本年2月に策定したところであります。

このカリキュラムは、幼児教育と小学校教育の接続の手立てを重点としたものであることから、放課後の生活の場である学童クラブとの連携は想定しておりませんでした。学童クラブでの指導の参考としていただくため、説明会を開催して内容を共有したところであり、今後も情報共有をしていくこと、また、就学前教育プログラムの改善を図る際には、学童クラブの意見を反映することについても検討していく旨、答弁しております。

2つ目の制度導入における意識共有の在り方についての質問には、小学校区ごとに行うそれぞれの取組が創意工夫により推進されるよう、教育委員会としては実践例の収集や共有、指導助言に努めていく旨、答弁しております。

3つ目の制度趣旨に反する現場対応の是正についての質問には、国が示す手引きの中で、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校における連携の必要性に関する意識の差が課題としてあげられており、本市においても、全ての教職員に園と小学校における連携の必要性について共通認識が図られていない状況もあり、意識の乖離が否めないことから、架け橋期のカリキュラムの推進に当たりましては、架け橋期の学年を担当する担任だけでなく、各園及び小学校全体に取組のねらいや内容が共通認識されるよう、教育委員会としても、市内園長・小学校長合同会議及び各種研修会を通じて意識の醸成に努めていく旨、答弁しております。

2点目として、コミュニティ・スクールの活性化及び地域連携の推進について、教育委員会での支援や学区内議員を活用することについてのご質問でありました。

コミュニティ・スクールの導入にあたりましては、原則として中学校区ごとに学校運営協議会の設置を進めてきたところであり、令和6年4月には全ての中学校区へ設置となったところであります。

教育委員会では、社会教育主事の資格を有する担当職員が、各学校運営協議会を訪問し、運営方法に関する助言を行ったり、様々なテーマで議論する際の進行などを行ったりするとともに、各協議会の中心となり活動を推進する「地域コーディネーター」を対象とした研修会を開催するなどの支援を行っております。

学区内議員の参画については、社会教育等に精通している議員に参画いただいている協議会もありますが、活動の内容や地域事情も異なることから、議員の参画について特に定めていないこと、また、学校が抱える教育課題が多様化・複雑化している中で、課題の解決に向けて、大所高所からこれまで同様にご支援を賜りたい旨、答弁しております。

3点目は、校長の裁量に委ねられた学校運営の見直し及び底上げ策について、学校によって地域との関わり方に差がでているように感じるとのご質問でありましたが、コミュニテ

ィ・スクールの推進や、各学校における学校行事を含めた教育活動は、各学校が定めている学校教育目標の実現に向けて、子どもたちの状況や地域の特色等を生かし、校長の裁量のもとに実施するものであることから、教育委員会としては統一したガイドラインの整備は考えていないこと、また、市校長会において学校経営に関わる実践上の課題については、研究に取り組んでおり、モデル事例や課題の改善については共有が図られているものと認識していることをお答えしております。

しかしながら、学校の教職員は一定の年数で転勤するため、必ずしも地域事情に精通しているとは限らないことから、教育委員会としては、保護者・地域の方々から様々なご意見をいただきながら、学校と課題を共有し、学校運営及び地域とともにある学校づくりに向けて指導助言に努めていく旨、答弁しております。

一般質問につきましては、以上でございます。

続きまして、資料3-1にお戻りいただき、4ページの議案審議についてでございます。

1、令和6年度一般会計補正予算（第16号）の専決処分の承認について、資料はNo.3-4になりますが、こちらは資料に記載のとおり、事業の決算見込みに伴う減額でありまして詳細は略させていただきます。

次に2、令和7年度一般会計補正予算（第2号）でございます。

資料はNo.3-5になります。教育企画課、歳出の方から申し上げます。先ほどもご説明いたしました義務教育学校整備事業費でございます。1億7,729万8,000円は、矢沢地区義務教育学校の整備に向けて、校舎や屋外環境の整備に係る実施設計や地質調査に要する経費を計上するものです。左側の歳入になりますが、学教債、学校施設1億5,950万円は、只今の矢沢地区義務教育学校の実実施設計等業務委託料の計上に伴い増額するものです。

また、繰越明許費補正追加であります。義務教育学校整備事業のうち、矢沢地区義務教育学校の校舎整備に係る実施設計に一定の期間を要するため、1億5,451万7,000円を繰り越すものです。

次に、3の令和6年度花巻市一般会計繰越明許費の繰越しについての報告でございます。資料はNo.3-6になります。

教育企画課、私立高校振興事業費95万円は、私立高校の光熱費のかかり増費経費に対する支援について、申請書類の提出期限が年度を超えることから繰り越したものです。

次に、小学校施設維持事業7,974万円及び中学校施設維持事業1億2,596万8,000円は、国の補正予算対応のほか、改修工事などに一定の時間を要するため繰り越したものです。

学務管理課、学校給食管理室になりますが、学校給食センターの改修事業2億2,102万3,000円は、学校給食センター空調整備工事に一定の時間を要するため繰り越したものです。

教育企画課、義務教育学校整備事業1億6,397万5,000円は、基本設計に一定の期間を要するほか、物件等移転補償及び関係機関との協議に時間を要するため、繰り越したものです。

教育委員会関係の議会報告につきましては、以上となります。

○佐藤教育長

続いて、生涯学習部の関係をお願いいたします。菅野生涯学習部長。

○菅野生涯学習部長

生涯学習部補助執行分についてご報告いたします。

資料 No.3-1 の5ページをご覧ください。

はじめに行政報告ですが、資料 No.3-2 を併せてご覧ください。

新花巻図書館整備基本計画（案）について、パブリックコメントと市民参画を経て、5月19日開催の教育委員会において議決を得て、新花巻図書館の整備基本計画として策定されたこと、今後補正予算を承認いただければ設計に入りたいと考えている旨、報告しております。

次に一般質問ですが、3名の議員から質問がありました。

答弁の詳細については資料 No.3-3 のとおりです。以下、概要をお話させていただきます。

1人目の伊藤盛幸議員からは、新花巻図書館整備について、説明責任について質問がありました。

まず、建設候補地の答弁が当初から変更されたが、変更された場合、市民や議会に説明すべきではないかということについては、立地適正化計画の当初において、まなび学園周辺としたということは事実だが、平成29年8月の新花巻図書館整備基本構想策定の段階では、まなび学園周辺への立地をあきらめた訳ではないが、まちの活性化、市民のあらゆる層が利用できる図書館が大事ということを踏まえ、駅前の立地も考え、基本構想では特定の場所を決めず候補地を数ヶ所設定した上で、基本計画において定めるとしたこと、そして、平成29年の3月定例会において、「建設場所につきましては、これまでの議会答弁や花巻市立地適正化計画において、生涯学園都市会館周辺を候補地の一つとして挙げており、総合花巻病院の跡地も候補地となり得ると考えている」と答弁したほか、6月定例会では、「現時点では総合花巻病院の敷地も建設候補地の一つで、建設する場合には、移転が完了し現在の施設の解体や土壌改良等が完了した後となると考えている」と複数の議員に同じ趣旨で答弁しており、その後、平成30年12月定例会では、「市民にわかりやすく、利用しやすい場所への建設が重要と考え、花巻駅東口周辺のJ R所有地を図書館の建設場所の有力な候補地とすることについて、J R東日本と今後、具体的な条件などについて協議に入りたいと考えている」と答弁し、その結果、翌日の地元紙には、J R所有地を有力な候補地とすると一面に大きく報道されたこと、令和元年12月定例会では、「新しい図書館は郊外からも来館が容易でわかりやすく、高校生等の学習の場として利用されやすい場所への建設が重要との観点から、駅隣接のJ R所有地が最適と考えており、J Rからは土地を賃貸する方向で協力したいとの意向が示されており現在協議中である」と答弁しており、この時点において、J Rの所有地を賃貸借という契約条件で図書館用地として使える可能性を初めて議会にお伝えしたこと、それ以降J R所有地に図書館を建設する構想については、議会においても再三話し

たが、市議会及び市民からは反対の声がなかったこと、しかし、十分な検討が不足している状態で賃貸住宅との複合化構想を説明し、また J R が賃貸することに十分な理解を得ていないとの認識がない状態で、50 年間の定期賃貸借を説明したことが唐突と受け取られたことは否めず、まずは、J R 所有地の利用にしばって説明すべきだったと反省している旨、答弁しております。

次に、立地適正化計画の変更時に説明会を行うべきではなかったかとのことについては、立地適正化計画では、令和 5 年 3 月の改定の際、図書館の建設候補地について、「生涯学園都市会館(まなび学園) 周辺」の言葉を本文から削除し、図書館の建設候補地は、「生涯学園都市会館(まなび学園) 周辺」と「花巻駅周辺」であることを事業計画の図に示したこと、この改定にあたっては、令和 4 年 12 月に議員説明会を開催して変更内容を説明し、市民参画として 4 地域での市民説明会、パブリックコメントを行っているが、図書館候補地について明確な説明がなかったことは反省しなければならず、お詫び申し上げる旨、答弁しております。

次に、2 人目の本館憲一議員からは、新花巻図書館の整備について 3 点質問があり、3 点目については教育部長が先ほど説明したとおりです。

1 点目の立地場所は、花巻駅前の J R 所有地が最適とする根拠を伺うとの質問については、平成 28 年 6 月に策定した「花巻市立地適正化計画」には、「生涯学園都市会館(まなび学園) 周辺への図書館複合の移転・整備事業」と記載したが、その後、公共交通機関の利用に便利な駅前の J R 用地も候補地として検討するようになり、平成 30 年 12 月議会では、「市民にわかりやすく、利用しやすい場所への建設が重要と考え、まなび学園周辺ではなく、花巻駅東口周辺を建設場所にしたいと考えております。」と、それ以降 J R 用地に図書館を建設することについては、議会においても再三話してきたところだが、市議会及び市民から反対の声はなかったこと、令和 2 年 1 月には、新花巻図書館複合施設の事業構想について公表したが市議会から反対があり、「新花巻図書館整備特別委員会」が設置され、その提言を踏まえ、複合施設整備事業構想を撤回し提言に沿って進めてきたこと、その中でワークショップの開催や「新花巻図書館整備基本計画試案検討会議」を設置して検討するなど、様々な意見を伺ってきたが、総合花巻病院跡地か J R 用地か意見がまとまらなかったことから、市と市民の話し合いではなく、市民同士の話し合いで方向を決めようと考え、市民会議を開催することにしたことなど、この経緯を説明しております。

その上で、市民会議については、冒頭に市から「会議で出された意見を可視化・整理することで、最終的には市が建設候補地の選定をする際の判断材料とすることを目的としています」と説明し、ファシリテーターからも、「あくまでも判断材料を皆さんに出していただいて、最終的な決定は市の方で行う」という話をしており、市議会において、建設場所を決定するのは市であることを前提として、「市が判断するにあたってそのような意見集約された結果を非常に重く尊重し、それを判断の大きな材料としたいと考えております」と答弁したとおり、市としては市民会議の結果を最大限に尊重した上で総合的に判断し、駅前を建設

地とするとの結論に至ったものである旨、答弁しております。

2点目の市民参画での意見の件数及びその意見が基本計画にどの程度反映されたか伺うとのお尋ねについては、市民参画については、市民参画協働推進委員会で承認を受けたパブリックコメントと市民説明会、花巻市立図書館協議会での審議を行ってきたこと、パブリックコメントは、4月1日から30日まで実施し、86名の方から133件のご意見をいただいたこと、市民説明会は4月15日に大迫地域、4月16日に東和地域、4月17日に石鳥谷地域、4月19日に花巻地域で開催し、延べ118名の方にご参加いただいたこと、また、花巻市立図書館協議会は、5月13日に開催したことを説明しております。

具体的に意見を反映した点については資料に記載のとおりとなります。

駅前の広場や駐車場など、今後設計の中で意見を聞きながら検討していくといったようなものもあるが、市民参画でいただいた意見は、反映可能な範囲で基本計画に反映した旨、答弁しております。

3人目の照井明子議員からは、新花巻図書館について3点質問がありました。

2点目は、総合花巻病院跡地に関する質問でしたので省略しております。

1点目の花巻駅前の整備は、J R花巻駅東西自由通路等整備事業と一体的な計画と捉えているが市の見解を伺うとの質問については、平成28年6月に策定した花巻市立地適正化計画には、国の補助金を活用する事業として、花巻図書館と花巻駅橋上化事業を記載しているが、その時点において、花巻駅橋上化事業は、具体的な建設コストがわからず、事業を実施するのか明確な方向性ができていなかったこと、図書館の整備事業や花巻駅の橋上化事業を実施するには国の補助が必要と考えており、当時補助をもらうには、図書館整備事業を基幹事業とした計画を国に提出する必要があると、駅橋上化事業はそれに付随する事業として推進することを考えていたが、花巻図書館と駅橋上化事業については、事業化するにあたり、検討が必要な事項が多く直ちに実施することができなかったこと、その後、駅橋上化事業の調査を行うため、平成29年11月にJ Rと協定を締結し、調査を進めたが、事業費が大きくなったことから、J Rにコストダウンを申し入れ、改めて令和元年11月にコストダウン案が報告され、それを受けて事業化を検討してきたこと、令和2年4月には国の補助制度が変更になり、これまでのように図書館整備を基幹事業にする必要がなくなったこと、図書館の建設場所については、市民の意見集約ができていない状況が続いていたが、図書館の建設場所に関わらず、駅橋上化・東西自由通路事業は実施すべきと考え、令和6年2月に駅橋上化・東西自由通路事業のみを対象とした計画を国に提出し、補助金交付が認められ、令和6年11月から実施設計を行っていること、以上のように、駅橋上化・東西自由通路事業は、図書館がどこに整備するかとは全く関係なく進められてきたもので、両者は一体的な計画ではない旨、答弁しております。

次に、3点目の基本計画（案）説明会及びパブリックコメントの意見の反映についてのお尋ねについては、先ほどの本館憲一議員の質問に対する答弁と同様となりますので、説明を省略させていただきます。

一般質問については、以上となります。

次に、議案審議ですが、新花巻図書館整備基本計画試案の完成に伴い、花巻市附属機関の設置に関する条例から、新花巻図書館整備基本計画試案検討会議を削除する、一部改正について提出し、原案のとおり可決されております。

次に、令和7年度一般会計補正予算（第2号）の補助執行部について説明いたします。

資料No.3-5、3ページをご覧ください。

内容については記載のとおりですが、先ほどの新花巻図書館整備に関する設計業務の実施についての中で説明したとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

報告については、以上となります。

○佐藤教育長

市議会の定例会一般質問、それから議案審議についてのご説明がありましたけれども、全体について質疑のある方、ございませんでしょうか。

たくさんの一般質問だったわけですが、いかがでしょうか。役重委員。

○役重委員

鹿討議員さんから教育委員会と教員現場の関係性についてということで、架け橋プログラムであったり、コミュニティ・スクールだったりということで、この答弁の内容はわかりました。ですが、議員さんの質問を読めばわかると思うのですが、このタイトル、教育委員会と教育現場との関係性というこの質問の背景というか趣旨というか、立法事実というか、何を捉えてこういう表題の中でこういう各テーマを取り上げているのかという、その背景を教えていただければと思います。

○佐藤教育長

瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

今回の鹿討議員の質問の趣旨といいますか背景ですけれども、まず、架け橋プログラムにつきましては、教育委員会では策定を進めてきた中で、答弁の中でも申し上げましたが、学童クラブはカリキュラム策定の際には想定していなかったのですが、鹿討議員としては、そういった学童クラブも入れて考えていくべきではないかという考えがあったこと、それから、コミュニティ・スクール等の関係については、鹿討議員も様々地域との関係性を見ている中で、学校の活動を行う際の地域との関わり方が必ずしも統一されていない部分があるように感じるということでした。ただ、答弁でも申し上げているとおり、学校の教育活動というのは、学校がそれぞれ設定する教育目標に向かって、校長の裁量でやっていますというようにお話したところですけれども、鹿討議員としては、やはりそういったことも一定のガイドラインを持つことや、モデル事例を共有するような機会も持つべきではないかというお考えのもとからの質問だったようでございます。

○役重委員

そうしますと、この関係性についてというのは、特段深い意味はないということですか。

関係性がよろしくないのではないかと、信頼性が揺らいでいるのではないかと、そういう何か大きな指摘があった上でということではないのでしょうか。

○佐藤教育長

瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

議員が議場でご質問された中では、例えば、保育園から小学校の方に気になるお子さんの情報を伝えようとしたときに、ここからはリセットですよというような発言があったというお話を聞いたとか、鹿討議員がいろんな現場の方から、もっとうまく連携をできればいいのではないかと思うようなお話を聞いたということがあって、そういったことからのご質問だったようでございますけれども、私どももその現場にいない中で、実際にどういう状況だったのかというのは掴めないところもあるのですけれども、一般的に国等でも言われているような課題というのは、もちろん市でもあるのかなというのを真摯に受け止めまして、取り組んでいきたいという答弁をしたところでございます。

○佐藤教育長

結局総じて、コミュニティ・スクール、それから鹿討議員さんは、学校行事のもち方、特に来賓のお招きするメンバーが、例えば不統一だとか、それから、ぜひ議員さんもコミュニティ・スクールとか学校運営協議会とか、そういうところに参加させて活用してほしいと、そのようなご意見もあったのかなとは推測はしておりますが、ただ、最終的には、今度校長会議でもお話ししますが、やはり学校でのコミュニティ・スクール、行事のもち方、こういう形でやりますよと、特にコロナ以後、だいぶ学校行事のもち方変わっておりますので、そういったところについて地域に対する説明、その辺が少し不足していないか、というところが一つの原因もあるのではと考えております。

そういったことで、こういった答弁ということで、先ほど部長お話ししましたようなこともあって、まず、これからもう少し透明性を高めて、説明責任をきちんと高めながら進めたいと、それから、何かやはりいろいろ心配だとか、あるいはご意見ある場合については、直接教育委員会の方に話をしてほしいと、そのようなことで答弁した次第です。

○役重委員

バックグラウンドがわかりました。すごいこれは永遠の課題ですし、難しいところですけど、今、教育長さんがおっしゃったように、透明性とやはりきちっと周知、丁寧に説明責任を果たしていくということとともに、その上で、やはり現場には現場の工夫と裁量が必要だと思いますので、校長先生にお任せするべきところもたくさんあると思いますので、そのようなバランス感覚の上に、今、お答えいただいていると思いますので、了解いたしました。よろしく申し上げます。

○佐藤教育長

ありがとうございます。他にございませんか。

それでは、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結します。

この後、報告事項2つございまして、だいふ時間を押して申し訳ございません。本来であれば休憩時間を取るべきところですが、このまま続けてよろしいでしょうか。

(はい)

○佐藤教育長

それでは、先ほど一般質問のところでも、桜井肇議員さんからあった中身と重複いたしますが、次の事項、石鳥谷地域の学校統合の検討状況について、事務局から報告をお願いいたします。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

私の方から、石鳥谷地域小学校統合の検討状況について、ご説明をさせていただきます。

仮称ではございますが、石鳥谷地域学校検討会に至るまでの経緯でございますが、こちらにつきましましては、先ほどの桜井肇議員の一般質問の答弁と重複いたしますので割愛させていただきます。

こちらの検討会の役割でございますが、平成28年に学校教育法が改正されまして、これまでの小学校6年生、中学校3年生のいわゆる6・3制に加えまして、小中一貫教育という新しい制度ができました。

今回の石鳥谷地域の学校が統合した際に、まずどのような学校形態の学校にするのかというのを決めていただくために、検討会を開催することとしたものでございまして、検討会につきましましては、4つの小学校のPTA役員と中学校のPTA役員から選出された方々、及び教育委員会の事務局の職員で構成するというところで考えておりまして、裏面にいきますが、先日、令和7年5月27日に第1回目の(仮称)石鳥谷地域学校検討会の方を開催いたしました。

こちらにつきましましては、先ほど申し上げましたとおり、4つの小学校のPTA役員と中学校のPTA役員から選出された検討会メンバーのうち、19名ございますがその中から14名の方に参加していただきまして、今後におきましては、石鳥谷中学校PTA副会長の岩館氏を座長にお願いするというところで、進行のほうしていただきました。

次に、考えられる学校形態ということでAからEの5パターンについて説明をさせていただきます。

最初に従来の6・3制、こちらにつきましましては、4つの小学校を統合いたしまして、新しい小学校を開校します。ただし、中学校はそのままというパターンになります。

小中一貫校につきましては、義務教育学校ありますが、こちらにつきましては、4つの小学校統合いたしまして、中学校と一つになって義務教育学校の方を開校するというパターンになりますし、小中一貫教育の小・中学校ということで施設一体型、隣接型、分離型ありますが、こちらにつきましては、小学校と中学校の主に位置関係によるものでございまして、一体型とすれば小学校と中学校の校舎が渡り廊下等で一体化するもの、隣接型につきましては、校舎自体はくっついてはいないのですが、同じ敷地内、もしくは隣接の敷地ということでかなり近いところに設置されるというもの、施設分離型につきましては、小学校と中学校が少し離れているパターンということになります。

こちらのどの学校形態をするかというのについて、(仮称)石鳥谷地域学校検討会におきまして検討、それぞれの形態のメリット・デメリットなどを勉強しながら、一定の方向性を決めていただきまして、それが終わりましたらば、改めて各小中学校の保護者全体に対しての説明と協議を行いたいと考えております。それらが終わりましたらば、石鳥谷地域6つのコミュニティごとに地域の方々への説明と協議を行ってまいりまして、その際のご意見ありますとか、ご判断につきましては、尊重しながら進めていきたいというふうに考えております。

まだまだこれから、どの学校の形態にするかというような検討に入るスタート位置に入ったというところがございますので、今後、勉強の上、検討の方を深めてまいりたいというふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

○佐藤教育長

先ほどの一般質問での答弁と重なりますが、石鳥谷地域学校統合の検討状況についてという報告であります。この点について質疑、あるいはご意見等ある方いらっしゃいますでしょうか。

だいたい地域の方々もいろいろご心配されて、一体どうなっているのか、それからもっと早く地域に来て説明してほしいというご意見もだいたいあり、先日も、八重畑の市政懇談会でやはりこのテーマで、基本的には残すべきだと、統合についてはもっと慎重に考えてほしいというご意見もございましたが、いずれまだ保護者の方々での考え方、方向性をまだ固める段階だということで、もう少しお待ちいただきたいということでお話はしておりますが、地域の方には、現在の進捗状況について、これから市政懇談会の予定をしている八幡、八日市、新堀、好地については、こちらの方から出向いていって、状況についてはお話をしてご理解は得たいと思いますし、保護者の方については、この後、学校視察等をしながら、やはり慎重に検討していただくということで、まず勉強会等も検討の方を進めていきたいと思っております。

それぞれの地域、かつては石鳥谷の地域についても、全体のまず委員会みたいなところで組織しながら検討していったという、そういう手法があったと思いますけれども、これまで教育委員会、大迫であれ、笹間であれ、まず保護者から入っていくというスタンスでやって

きましたので、その方向については、これまでの方法と同じ方法をとるとともに、ただ状況については、逐次お知らせできる部分についてはお知らせしていくということで進めていきたいと思っています。

この点について、質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

では、なしと認め、只今の報告の質疑を終結いたします。

それでは、最後の報告、5つ目に入りますが、報告「花巻市立中学校におけるいじめ重大事態について」ということで、この件につきましては、個人情報の案件のため花巻市教育委員会会議規則第13条の規定による「秘密会」にしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長

それでは、ご異議なしということで、報告「花巻市立中学校におけるいじめ重大事態について」は、「秘密会」による報告とすることに決しました。

(「秘密会」のため非公開)

○佐藤教育長

それでは、再開いたします。

最後に、教育委員会関連行事につきましてですが、お手元に配布いたしました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

それから、花巻市博物館からテーマ展「戦後80年 戦争と花巻」展の開催について情報提供がありましたので、チラシを併せて配布させていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会いたします。大変長時間にわたり、ありがとうございました。